

取締役解任を株主総会の議案とする取締役会決議と特別利害関係取締役

【文献種別】 決定／東京地方裁判所
【裁判年月日】 平成29年9月26日
【事件番号】 平成29年(三)第20094号
【事件名】 株主総会開催禁止等仮処分命令申立事件
【裁判結果】 申立て却下(確定)
【参照法令】 会社法360条・369条2項
【掲載誌】 金判1529号60頁

LEX/DB 文献番号 25548446

事実の概要

Y₁株式会社(債務者)は、電気工作精密機械器具の輸出入販売等を目的として昭和34年に設立された株式会社であり、同社の株式を譲渡により取得するには取締役会の承認を受ける必要がある、いわゆる非公開会社である。X₁(債権者)は、Y₁社の株主であり、代表取締役社長の地位にあった者であるが、平成27年12月に、Y₂(債務者)にその地位を譲り、現在は代表取締役会長の地位にある。X₁の息子であるX₂は、Y₁社の株主であり、取締役である。

Y₁社の発行済株式総数は8万9,600株であるところ、自己株式4万9,720株を除き、平成28年12月25日時点で、X₁は2万8,000株、X₂は1万1,880株の同社株式をそれぞれ保有していた。しかし、その後、X₁が、Y₃株式会社(債務者。Y₂は、Y₃社の代表取締役であり、同社の株式の全てを保有している)に対して、平成29年3月27日付けでY₁社株式2万株を4億7,000万円で譲渡する(以下、本件株式譲渡)旨記載された同月22日付けの株式売買契約書が存在し、さらに、同月10日にY₁社の取締役会において、本件株式譲渡を承認する旨の決議がされたことを示す取締役会議事録が存在している。これを受けて、平成29年3月31日現在のY₁社の株主名簿とされるものには、自己株式を除く株主につき、Y₃社が、2万株、X₁が8,000株、X₂が1万1,880株のY₁社株式をそれぞれ保有する旨が記載されている。

かかる状況の下で、平成29年9月27日午後2時を会日とし、X₁解任の件、X₂解任の件、およびY₁社の取締役であった訴外A解任の件などを会議の目的とするY₁社の臨時株主総会(以下、本件臨時株主総会)につき、同月15日のY₁社の取締役会において招集決議(以下、本件取締役会決議)がなされた。本件取締役会決議の議事録には、本件臨時株主総会において、①X₁の解任およびX₁の解任に伴う退職慰労金支給の件を決議する旨の議案(第1号議案)につき、取締役6名のうち、特別利害関係人であるX₁を除く5名中3名の賛成を得たため、同議案を可決する、②X₂の解任の件を決議する旨の議案(第2号議案)につき、取締役6名のうち、特別利害関係人であるX₂を除く5名中3名の賛成を得たため、同議案を可決する、③Aの解任およびAの解任に伴う退職慰労金支給の件を決議する旨の議案(第3号議案)につき、取締役6名のうち、特別利害関係人であるAを除く5名中3名の賛成を得たため、同議案を可決する旨の決議がされたことが記載されている。

Y₁社は、同社の株主に対し、平成29年9月15日付けで本件臨時株主総会の招集通知を行った。そこで、X₁およびX₂が、本件取締役会決議には会社法369条違反があるなどと主張し、本件臨時株主総会の招集権者であるY₂に対する会社法360条に基づく取締役の違法行為差止請求権を本案として、本件臨時株主総会の開催禁止の仮処分命令を求める(以下、本件申立て①)とともに、Y₃社は、Y₁社株式を有効に取得していな

いなどと主張し、株主権に基づく妨害排除請求権を本案として、本件臨時株主総会におけるY₃社の議決権行使禁止の仮処分を求めた（以下、本件申立て②）。

以下では、紙幅の関係上、本件申立て①についてのみ扱う（なお、本件申立て②につき、本決定は本件株式譲渡に係る売買契約は有効であるとし、Y₃社は、本件臨時株主総会において議決権を行使することはできないとはいえないとする）。

決定の要旨

「会社法 369 条 2 項が特別利害関係取締役を取締役会の議決に加わることができないとしている趣旨は、特定の取締役が、会社に対する忠実義務（同法 355 条）を誠実に履行することが定型的に困難と認められる個人的利害関係ないしは会社外の利害関係を有する場合に、取締役個人と会社との利害対立を事前に防止するために、当該取締役の議決権行使を否定するところにあると解される。

これを本件についてみると、対象取締役は、取締役会において自己の解任議案が株主総会に提出されるか否かが決定される以上、自己の身分に係る重大な利害関係を有することは明らかであって、会社に対して負担する忠実義務に従い、公正に議決権を行使することは必ずしも期待しがたく、むしろ自己の利益を図って議決権行使することも否定できない。そうだとすると、忠実義務違反を予防し、取締役個人と会社との間の利害対立を事前に防止するために、対象取締役は、議決に加わることができないとすることが相当である。」

「対象取締役が、自己の解任に係る議案について反対の議決権を行使することで、そもそも株主に当該取締役解任の可否を問う機会すら奪うことがあり得るのであるから、対象取締役は、特別利害関係取締役であるとして、議決に加わることができないとすべきである。

よって、本件取締役会決議……において、対象取締役が特別利害関係取締役に該当するとして議決に加えなかったことに会社法 369 条 2 項違反はない。そして、その他本件取締役会決議……を違法ならしめる事由は認められないから、本件臨時株主総会の招集手続に重大な法令違反があり、

無効であるとはいえない。」

判例の解説

一 本決定の意義

本件は、非公開会社であって、取締役会設置会社であるY₁社の代表取締役かつ株主であるX₁および同社の株主かつ取締役であるX₂が、同人らを同社の取締役から解任すること等を本件臨時株主総会の議案とすることを決定した本件取締役会決議には会社法 369 条違反がある等と主張し、本件臨時株主総会の招集権者であるY₂に対する会社法 360 条に基づく取締役の違法行為差止請求権を本案として、本件臨時株主総会の開催禁止の仮処分命令を求める等した事案である。

本決定は、下級審裁判所の判断ではあるものの、取締役の解任を株主総会の議案とすかどうかについての取締役会決議について、解任の対象とされた取締役（以下、解任対象取締役）が会社法 369 条 2 項にいう「特別の利害関係を有する取締役」（以下、特別利害関係取締役）に該当することを明らかにした点に意義がある。

二 会社法 369 条 2 項の趣旨と特別利害関係取締役の例

会社法 369 条 2 項は、同条 1 項の取締役会の決議について、特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない旨を定めるところ、ここにいう「特別の利害関係」とは、特定の取締役が、当該決議について、会社に対する忠実義務を誠実に履行することが定型的に困難と認められる個人的利害関係ないしは会社の利害関係を意味すると解されている¹⁾。すなわち、特定の取締役がかかる利害関係を有する場合には、当該取締役は会社の利益に適うように議決権を行使しないおそれがあることから、取締役個人と会社との利害対立を事前に防止すべく²⁾、当該取締役の議決権行使は排除される。本決定も、同条 2 項の趣旨をこの点に求めている。

取締役会決議につき特別利害関係を有する具体的な例として、譲渡制限株式の譲渡承認（会社法 139 条 1 項）、競業取引や利益相反取引の承認（会社法 356 条 1 項・会社法 365 条 1 項）、会社に対する責任の一部免除（会社法 426 条 1 項）、監査役設

置会社以外の会社における会社と取締役との間の訴えの会社代表者の選任（会社法 364 条）、特定の取締役に対して第三者割当増資をする場合の取締役会決議等がある³⁾。

三 本決定における特別利害関係取締役の該当性の判断基準

1 代表取締役の解職の場合との比較

本件では、取締役の解任を株主総会の議案とするか否かについての取締役会決議に関して、解任対象取締役が特別利害関係取締役に該当するか否かが争われているが、従来、判例や学説はこの点を必ずしも明らかにしていないように思われる。

この点に関連し、代表取締役の解職に係る取締役会決議において解職の対象とされた代表取締役が特別利害関係取締役に該当するか否かが争われた事案である最判昭 44・3・28 民集 23 卷 3 号 645 頁 (LEX/DB27000832) は、取締役会における代表取締役の解職について、当該代表取締役が会社に対して負担する忠実義務に従い公正に議決権を行使することは期待しがたいことから、かかる忠実義務違反を予防し、取締役会の決議の公正を担保するため、当該取締役の議決権の行使を禁止すべきであるとして、当該代表取締役は特別利害関係取締役に当たるとする⁴⁾。さらに、この理は、非取締役会設置会社における取締役の解任に係る株主総会の招集の決定にも当てはまり、解任対象取締役は、自己の解任の件を議案とする株主総会の招集につき、特別の利害関係を有する取締役として取締役の決定に加わることはできないと判示する裁判例⁵⁾がみられる。

本決定もまた、取締役の解任を株主総会の議案とするか否かを決定する取締役会決議について、解任対象取締役は特別利害関係取締役に当たると解する理由として、上記の判例や裁判例と同様に、解任対象取締役には忠実義務に従い公正な議決権行使が期待できないことを挙げる。

もっとも、取締役の解任の場合、①取締役を解任する議案を株主総会に提出するか否かについての取締役会決議が可決され、取締役の解任議案が株主総会に提出されたとしても、株主総会で当該議案が可決されない限り、取締役の地位が奪われないため、解任対象取締役は直ちに不利益を受けるわけではなく、逆に、②当該取締役会決議にお

いて解任対象取締役に議決権を行使させた結果、当該決議が否決されたときでも、株主は株主提案権（会社法 305 条）を行使し、あるいは株主総会の招集を請求すること（会社法 297 条）により、解任対象取締役の解任議案を提出することができるという点で代表取締役の解職とは状況を異にすることに注意が要る⁶⁾。

まず、①についてみるに、代表取締役の解職や二で掲げた決議事項とは異なり、取締役の解任は最終的には株主総会で決着されることからすれば、取締役を解任する議案を株主総会に提出するか否かを取締役会で決議する段階では、解任対象取締役の利害関係は直接的ではないと考えられる⁷⁾。このことから、解任対象取締役を議決に加えたとしても、議決権行使が歪められるおそれは代表取締役の解職に係る取締役会決議よりも少ないとの見方が成り立ち得る。

また、そもそも取締役の解任を巡り取締役の間で意見の対立がある場合には、取締役間の利害対立が顕在化しているとみることができるとしても、会社と取締役の間に利害対立が存在するとは必ずしもいえないであろう。そうであれば、この場合、議決権行使が歪められるという弊害をさほど重要視する必要はないようにも思われる。

この点、代表取締役の解職につき、代表取締役の地位の争奪は会社支配を巡る争いの一環であり、取締役およびその背後にある株主の勢力関係を反映せざるを得ず、忠実義務以前の問題であるとの指摘⁸⁾があるところ、かかる指摘は、取締役の解任の場合にも妥当するものと考えられる。取締役の地位の争奪もまた会社支配を巡る争いの一環であるとともに、株主総会における取締役の解任決議が可決されるか否かは株主の勢力関係（株主構成）に直接左右されるからである。

2 本決定の判断基準の問題点と事案のあてはめ

本件では、X₁らを取締役から解任することについて、取締役間で意見の対立があることから、Y₁社において会社支配を巡る争いがあり、取締役間に利害対立があると評価することは可能であろう。他方、本決定は、解任対象取締役は、取締役会において自己の解任議案が株主総会に提出されるか否かが決定される以上、自己の身分に係る重大な身分関係を有することは明らかであると説

示するにとどまり、会社と解任対象取締役との間に利害対立が存在するか否かを明確に述べることなく、解任対象取締役に特別利害関係があると結論づけており、この点には論理の飛躍があるといわざるを得ない。以上の点を踏まえれば、本件は、本決定のいう忠実義務が正面から問題となり得る事案であるとはいい難く、議決権行使の歪曲化の弊害を論じる実益は少ないように思われる。

次に、上記1の②について検討するに、株主は株主総会決議で最終的に解任対象取締役を解任する余地があることに鑑みれば、当該取締役を取締役会決議に加えたとしても、それが会社に及ぼす影響は小さいとみることも可能であろう。しかし、株主提案権や株主総会の招集請求権には少数株主要件があり、それが充足されないときには、株主から取締役解任の可否を問う機会すら奪うことになりかねない。本決定は、この点を重視し⁹⁾、解任対象取締役が特別利害関係取締役に該当すると結論づけたものと考えられる。

ただ、取締役解任の可否を問う機会が奪われるという問題が先鋭化するのには、少数株主要件を充足しない株主が存在する株式所有が分散した会社である。これに対し、本件では、Y₃社のY₁社株式の保有割合が50%を超えており、少数株主要件は充足されるため、Y₁社の株主であるY₃社から取締役解任の可否を問う機会が完全に奪われるわけではない¹⁰⁾。このことに鑑みれば、X₁らの特別利害関係取締役への該当性を否定してもよさそうである。その場合、X₁らが本件取締役会決議に加わるにより可否同数となり、同決議が否決される可能性がある。これに対し、Y₃社は、株主提案権等を通じて株主総会にX₁らを取締役から解任する議案を提出し、同議案を可決させることが予想される。

かくして、X₁らは、特別利害関係取締役に該当するか否かに関わらず、結論においてY₁社の取締役から解任されることとなる。本決定はこの点に着目し、株主提案権等を通じた取締役の解任議案の提出という迂遠な方法によらずに、会社提案としてX₁らをY₁社の取締役から解任する議案を本件臨時株主総会に提出することを可能とすべく、X₁らが特別利害関係取締役に該当するとして同人らを本件取締役会決議に加えなかったことに会社法369条2項違反はなく、本件取締役会

決議は有効であると結論づけたとみることもできよう。

四 本決定の射程

本件は、株主総会に取締役の解任議案を提出するか否かを決定する取締役会決議において、解任対象取締役の特別利害関係取締役への該当性が争点とされたが、取締役の解任以外の議案の提出に係る決議についても、取締役の特別利害関係の有無が問題となり得よう。

例えば、会社法425条に基づき取締役の責任を一部免除する議案を株主総会に提出するか否かについての取締役会決議について、本決定の射程を及ぼし、対象取締役の特別利害関係取締役への該当性を肯定すべきか否かについては検討の余地があろう。

● 注

- 1) 落合誠一編『会社法コンメンタール(8)』(商事法務、2013年)292~293頁[森本滋]。
- 2) 上村達男「取締役会の招集・運営をめぐる諸問題」商事1040号(1985年)15~16頁参照。
- 3) 江頭憲治郎『株式会社法〔第7版〕』(有斐閣、2017年)421頁、森本・前掲注1)293頁。
- 4) これを支持する見解として、田中誠二『会社法詳論上巻〔3全訂〕』(勁草書房、1993年)600頁、酒巻俊雄=龍田節編集代表『逐条解説会社法(4)』(中央経済社、2008年)575頁[早川勝]、前田庸『会社法入門〔第12版〕』(有斐閣、2009年)460頁等がある。
- 5) 福岡地判平26・11・28民集70巻3号838頁(LEX/DB25542728)。
- 6) 弥永真生「本件判批」ジュリ1516号(2018年)3頁。
- 7) 北村雅史「本件判批」法教450号(2018年)140頁。
- 8) 龍田節=前田雅弘『会社法大要〔第2版〕』(有斐閣、2017年)123頁。これによれば、解職の対象とされた代表取締役は特別利害関係取締役に該当しないとされる。また、江頭・前掲注3)422頁によれば、特に、閉鎖会社においては、代表取締役の解職は、経営方針等の業務執行を巡る二派の争いそのものである例が多いように思われることから、同人の議決権を排除すべきではないとされる。
- 9) 本村健ほか「本件判批」商事2156号(2018年)55頁。
- 10) ただし、北村・前掲注7)140頁によれば、株主提案権は、株主総会の日の8週間前に行使しなければならないため、会社提案として取締役解任議案が提出されないことを知った少数株主は、次回の株主総会を待って当該提案をする必要があるとされる。